

仕 様 書

1 委託業務名

浄化槽保守点検業務委託

2 委託場所

草加市柿木町188番地

草加市立養護老人ホーム松楽苑

3 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

4 支払方法

業務完了払い

5 業務内容

(1) 保守点検

保守点検の範囲は、浄化槽法施行規則第8条の規定によるほか、埼玉県浄化槽維持管理要領第4保守点検事項に基づき行うものとし、保守点検回数は、下記のとおりとする。

(2) 清掃

清掃の範囲は、浄化槽法施行規則第9条の規定によるほか、埼玉県浄化槽維持管理要領第6清掃事項に基づき行うものとし、清掃回数は下記のとおりとする。

(3) 水質検査

水質検査は、埼玉県浄化槽維持管理要領第5第4項に基づき行い、検査項目は、pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数の5項目とし、検査回数は、下記のとおりとする。

(4) 浄化槽法第11条検査

11条検査は、埼玉県浄化槽維持管理要領第5第6項に基づいて行い、検査回数は下記のとおりとする。

- ① 保守点検 月1回（年12回）
- ② 清 掃 年1回 引抜量37t
- ③ 水質検査 年2回
- ④ 11条検査 年1回

6 浄化槽の種類及び形式

- (1) 種類 合併処理浄化槽
- (2) 処理能力 70人槽
- (3) 処理方法 接触ばっ気方式

7 臨時整備

故障時の臨時整備は、その都度行う。ただし、その費用については事前協議の上、決めるものとする。

浄化槽の管理に伴い生ずる消耗品費、薬剤費、法定検査費用については、保守点検料に含むものとする。

各設備に異常が発生したときは、速やかに適切な処置を行う。ただし、その費用については事前協議のうえ、決めるものとする。

8 業務完了報告書

業務完了後は、速やかに業務完了報告書を施設担当者に提出し報告する。

9 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、又は提供してはならない。
- (3) 事業団品質マネジメントシステム (ISO9001) の取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (5) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (ア) 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - (イ) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。